

幸区市民活動コーナー運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幸区市民活動コーナー設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置した幸区市民活動コーナーの運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2条 幸区市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）の運営は、設置要綱第5条の利用団体と幸区役所が相互に連携を図り、協働で行う。

2 市民が運営に参加することを目的に「幸区市民活動コーナー利用者の会」（以下「利用者の会」という。）を設置する。

(利用登録)

第3条 設置要綱第5条の利用団体は、事前に次の資料を添えて区長あて申請する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 新規登録

ア 幸区市民活動コーナー登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）

イ 団体規約

ウ 活動実績資料

(2) 変更登録

ア 登録申請書

イ 登録事項の変更に係る資料

(3) 登録証再発行

ア 登録申請書

(4) 廃止登録

ア 登録申請書

イ 幸区市民活動コーナー利用登録証（第2号様式）（以下「登録証」という。）

2 区長は、前項第1号に係る新規登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）に登録証を交付する。

(登録の更新)

第4条 登録団体は、毎年度更新を行うものとし、登録申請書により区長あて申請するものとする。

(会議室及び作業室の予約)

第5条 会議室及び作業室を利用するには、事前に予約を行うものとする。

2 利用の予約は、9時から21時までとし、利用日の属する月の2箇月前の1日（閉庁日に当たる場合はその次の開庁日）から、コーナーに配置の予約表に記入するか、電話又はファクシミリにより行う。ただし、ファクシミリによる予約は、区長が認めた団体のみとする。また、予約は予約表

に直接記入したものを優先するものとする。

3 予約の区分等は次のとおりとする。

(1) 会議室の予約は次の4区分とし、1箇月につき最大4区分まで予約ができる。

	時 間
1	9時00分～12時00分
2	12時00分～15時00分
3	15時00分～18時00分
4	18時00分～21時00分

(2) 作業室は、希望する時間を予約することができる。

4 登録団体は、利用希望日の当日に予約のない区分等があるときは、前項の規定に関わらず、利用することができる。

(予約の取り消し)

第6条 予約をした登録団体が、その利用を中止する場合、速やかに予約の取り消しを行うものとする。

(会議室及び作業室の利用)

第7条 登録団体が施設を利用する際は、「幸区市民活動コーナー利用登録証」(第2号様式)を持参することとする。

2 印刷機を利用した登録団体は、印刷物1部(個人情報を除く)を印刷の記録ファイルに綴ることとする。

(イベント利用)

第8条 コーナーでイベント利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用希望日の属する月の3箇月前までに、「幸区市民活動コーナーイベント利用申請書」(第3号様式)により申請する。

2 区長は、利用を許可した場合には、申請者に「幸区市民活動コーナーイベント利用許可書」(第4号様式)を交付する。

(利用制限)

第9条 登録団体は、次の各号に掲げる活動等をしてはならない。

(1) 物品販売などの営利活動を行うこと。

(2) 寄附募集その他これに類する活動を行うこと。

(3) 政治活動及び宗教活動を行うこと。

(4) ボランティア等の地域貢献に当てはまらない活動を行うこと。

(5) 他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(6) その他、区長が不相当と認める活動等を行うこと。

2 区長は、登録団体が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある活動等をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

幸区市民活動コーナー登録申請書

- ① 新規・更新
② 変更
③ 登録証再発行
④ 廃止

年 月 日

(あて先) 幸 区 長

申請者名
住 所
電 話 ()

団 体 名		登録番号 <small>(新規登録を除き記入)</small>	
代 表 者 氏 名		代表者 連絡先	()
団 体 の 目 的			
活 動 分 野 <small>(該当箇所全てに○をして ください。)</small>	1 保健・医療 2 高齢者 3 障害者 4 子育て 5 社会教育 6 文化・芸術 7 スポーツ 8 環境・自然保護・緑化 9 地域安全・防災 10 人権擁護・平和 11 国際協力 12 情報社会 13 まちづくり 14 観光 15 男女共同参画 16 消費者保護 17 町内会・自治会 18 その他 ()		
幸区内における 活 動 概 要 <small>(できるだけ詳しく記載して ください。)</small>		
	設立年月日	年 月 日 設立	
	会 員 数	名	
	活 動 日		
	活 動 場 所		
会 費	なし・あり (年・月 回あたり 円)		
幸区市民活動コーナー の利用予定設備 <small>(該当数字に○をし、利 用予定回数、利用内容を記 載してください。)</small>	1. 会 議 室 (年・月 回) 2. 作 業 室 (年・月 回)		
利 用 内 容			

- ①新規・更新の場合は全ての欄を御記入ください。
 ②変更の場合は、団体名と登録番号のほか、変更箇所のみ御記入ください。
 ③登録証再発行の場合は、「団体名」、「登録番号」及び「代表者氏名」欄を御記入ください。
 ④廃止の場合は、その理由を「幸区内における活動概要」欄に御記入ください。

※注意事項

- ・申請書に会則等の写し及び活動実績がわかる資料を添付してください。
- ・記載事項に変更があった場合は地域振興課（電話044-556-6606）まで御連絡ください。

第 2 号様式

登録証の大きさ（縦 5 0 mm×横 9 0 mm）

登録証表面

幸区市民活動コーナー利用登録証	
登録No. _____	 SAIWAI
団体名 _____	
幸 区 長	問合せ先：幸区役所地域振興課 TEL044-556-6606

登録証裏面



第3号様式

幸区市民活動コーナーイベント利用申請書

年 月 日

(宛先) 幸 区 長

団体名

代表者名

次のとおり、幸区市民活動コーナーでのイベント利用を申請します。

イベント名			
内容			
実施日時	年	月	日 () 時 ~ 時
対象者			
参加予定人数		うち 主催者側人数	
参加費	<input type="checkbox"/> あり (円) <input type="checkbox"/> なし		
利用備品類	<input type="checkbox"/> 長机 (台) <input type="checkbox"/> 椅子 (脚) <input type="checkbox"/> その他 ()		
連絡先	担当者名 : 住所 : 電話番号 : メールアドレス :		

第4号様式

幸区市民活動コーナーイベント利用許可書

様

次のとおり、幸区市民活動コーナーでのイベント利用を許可します。

許可内容			
実施日時	年	月	日 () 時 ~ 時

許可年月日 : 年 月 日 幸 区 長